

In depth

A look at current
financial reporting issues

IFRS第9号：分類、測定、条件変更
Q&A

No. INT2015-12

March 2015

要点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014 年 7 月 24 日、国際会計基準 (IAS) 第 39 号のガイダンスの大部分を置き換える、国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号「金融商品」の完全版を公表しました。この最終基準には、旧 IFRS 第 9 号からの金融資産の分類および測定についての修正ガイダンスが含まれています。新基準に関するより詳細な解説については、PwC 実務ガイド [In depth INT2014-05「IFRS 第 9 号: 分類および測定」](#) をご参照ください。

この資料では、新基準の適用にあたり財務諸表の作成者およびレビューヤーにより挙げられた最も一般的な論点のいくつかについて、PwC の見解を示しています。IFRS 第 9 号における金融資産の減損に関する要求事項とヘッジの要求事項に関する論点は、別個の資料で検討しています。

目次

元本および元本残高に対する利息の支払いのみ	1
ラチェット貸出金の取扱い	1
「著しく異なる」の解釈	2
契約条件および法的条件の相互関係	3
銀行が金利を調整できる場合の SPPI の評価	4
ベンチマーク・テスト	5
事業モデルの評価	7
単一の相手方の信用リスクの制限による売却	7
シンジケート・ローン	8
公正価値情報がレポ取引の事業モデルの分類に与える影響	9
資本性金融商品	10
プッタブル株式への投資の分類	10
条件変更	11
商業上の理由により条件変更された貸出金の会計処理	11

元本および元本残高に対する利息の支払いのみ

ラチェット貸出金の取扱い

質問

一部の貸出金には、価格のラチェット条項が含まれています。この条項の下では、借手の信用リスク(借手の特定のギアリングレシオ等)の悪化に連動する、あらかじめ決められた一つ以上の事象の発生時に、事前に決められた金利規準に従って、契約金利の改定が行われます。借手の信用リスクが変化したときに貸出金について再交渉する必要を避けるために、このような条項が盛り込まれています。

ラチェット条項の付いた貸出金は、元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)の要件を満たしますか。

回答

以下を条件として、SPPI 要件を満たします。

- あらかじめ定義されているトリガーは、貸出金の信用リスクの悪化を反映するものである、かつ、
- 信用リスクの悪化について保有者を補償できるように、新しい金利が契約開始時に設定されている。

IFRS 第9号のB4.1.10項には、債務者が特定の回数の支払いを履行しない場合にはより高い金利に改定される金融商品の例が示されています。この例は、このような金利改定の特徴が SPPI 要件を満たす可能性を示すものです。ラチェット条項は、事実上、この設例と類似しています。

「著しく異なる」の解釈

質問

ある企業は、基礎となる金利(underlying interest rate)に伴って変化する仕組クーポンの付いた債券(例えば、コンスタント・マチュリティ・スワップ(CMS)債)を発行しています。

IFRS 第9号では、このような債券には、改変された貨幣の時間価値のガイダンスが適用されることになります。B4.1.9C 項は、改変後の貨幣の時間価値要素が、割引前のベンチマーク・キャッシュ・フローと「著しく異なる」契約上のキャッシュ・フローを生じる場合には、当該金融資産は、元本および元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生み出していないので、資産全体を純損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)に分類しなければならないと述べています。

IFRS 第9号に基づく「著しく異なる(significantly different)」を決定するために、IAS 第39号 AG33 項(a)における組込デリバティブの「ダブル・ダブル(double-double)・テスト」を用いなければなりませんか。

回答

いいえ。「著しく異なる」は、経営者の判断の問題であり、個別の商品ごとに評価する必要があります。CMS 債などの商品についてこのテストが満たされるかどうかは、債券の存続期間、イールドカーブ、および債券の存続期間にわたるイールドカーブの合理的に可能性のある変化を含むさまざまな要因次第です。IAS 第39号における組込デリバティブの「ダブル・ダブル・テスト」のような、適用すべき明確な線引きのあるテスト(bright-line tests)はありません。

契約条件および法的条件の相互関係

質問

IFRS 第 9 号 B4.1.13 項は、規制当局に金融商品を変更する権限を与える法律の結果としてのみ生じる支払は、そのような権限は金融商品の契約条件の一部ではないため、「SPPI」要件を評価する際には無視しなければならないことを明確化しています。本ガイダンスの中の金融商品 E は、SPPI 要件を満たす可能性のある例として、具体的にベイルイン金融商品に言及しています。

SPPI 要件を評価する際に、ベイルイン条項など、法律への参照を含む金融商品の契約条件は、いつ考慮すべきですか。

回答

ベイルイン条項について、その条項がベイルインに関する法律の存在を単に認めているだけの場合(すなわち、当該条項が、そのような条項がなかったなら存在しなかったであろう追加的な権利または義務を生じさせるものではない場合)には、SPPI 要件を評価する際に考慮する必要はありません。そのようなケースに該当するためには、以下のすべてに該当する必要があります。

- ベイルインのトリガーは何か、およびベイルインのトリガー事由に抵触した場合の効果を含めて、主要な条件のすべてがベイルインに関する法律自体に明記されている。
- ベイルインのトリガーの効果は規制当局の裁量である場合であっても、その契約が、企業の裁量を認めること、またはより早期のトリガーを課すことにより、追加的な効果をもたらすものではない。
- 法律が変われば金融商品のベイルイン条項も同様に変更されるよう、契約条件が定められている。

しかし、一部の契約条件には存続不能トリガー事由条項が含まれていることがあります。これは特定の国・地域の負債性金融商品にみられる条項であり、負債性金融商品の条件を企業が決めるとおりに変更するよう規制当局が企業を指導できることを認める条項です。これは、契約条件を変更しないと、企業が存続不能となるからです。このような契約上の参照は、このような条項がなければ存在していなかったであろう、金融商品の取扱いに関する追加的な権利または義務を発生させるものであり、単なるベイルイン条項の枠を超えるものです。このため、このような条項の効果は、SPPI 要件を評価する際に考慮する必要があり、SPPI 要件を満たさない要因となる可能性があります。

銀行が金利を調整できる場合の SPPI の評価

質問

多くの国・地域の銀行は、変動利付貸出を行う際の参照レートとして「貸出基準金利」を使っています。銀行は、独自の貸出基準金利を設定することができますが、通常は市場慣行に従っています。このような貸出基準金利は、通常、LIBOR や他の市場金利等に基づきます。銀行は、自らの資金調達金利の変動をモニターしており、資金調達金利の変動と貸出基準金利の変動の間には相関性があります。銀行が貸出基準金利を変更する際には、貸出基準金利にマージンを加えて設定されている貸出金の金利もそれぞれ調整されます。

「貸出基準金利」は、より詳細な分析を行わなくても、貸出に関する IFRS 第 9 号の下での SPPI 要件を評価する目的上、基本的な融資の取決めと整合しています。

回答

はい、銀行の貸出基準金利は信用リスクや貨幣の時間価値への対価を提供する基本的な融資の取決めと整合していることが一般的です。そのため、より詳細な分析を行わなくても、貸出基準金利は SPPI 要件を満たすことになります。これは、「貸手の公表したさまざまな金利」が SPPI 要件と整合している可能性を認める、B4.1.13 項の金融商品 B によってさらに裏付けられます。

質問

金融市場、マクロ経済、または規制の変更（すなわち、銀行の管理を超えた事象）があった場合に銀行が金利を調整する契約上の権利を有している場合、金融商品は依然として SPPI 要件を満たしますか。

回答

状況によって異なるため、判断の使用が求められます。金利を変更するための契約上の合意が、例えば、基本的な融資の取決めに関連するコスト、または法律上の変更に関連するコストを転嫁するだけの場合には、依然として SPPI 要件を満たす可能性があります。しかし、その調整が、問題になっている金融商品に固有の信用リスクおよび貨幣の時間価値への対価を反映していない、銀行が負担するその他のコストまたは損失を転嫁するものである場合、SPPI 要件を満たさないことになります。

質問

市況や規制環境に関係なく、銀行が金利を調整する裁量を有している場合、金融商品は SPPI 要件を満たしている可能性がありますか。

回答

状況によって異なります。銀行が金利を変更する無制限の能力を有している場合、その変更が、問題となっている金融商品の貨幣の時間価値および信用リスクへの対価を反映しているかどうかを評価するため、個別に事実および状況の評価する必要があります。

例えば、銀行の裁量で金利を変更できる無制限の能力を銀行に与えることを定めた契約条項の付いた変動金利住宅ローンを、銀行がこれまで発行してきた X 国の場合を検討してみます。ただし、X 国の銀行業界には競争があるため、銀行が金利を相場よりも高く設定した場合、顧客は容易に住宅ローンの借換えを行うことができます。そのため、銀行はこれまでその無制限の能力を行使して、貨幣の時間価値および信用リスクへの対価よりも高い金利を設定できませんでした。この場合、X 国の銀行が発行する貸出金は、SPPI 要件を満たしている可能性があります。

これとは対照的に、銀行は、貸出金の金利の変動を、信用リスクや貨幣の時間価値とは全くちがう、株価などの他の変数に連動させることもできます。この状況では、そのような貸出金は、SPPI要件を満たさないでしょう。

ベンチマーク・テスト

質問

貨幣の時間価値要素が改変される場合、企業は、SPPI要件が引き続き満たされているか否かを判定するために、改変を評価するベンチマーク・テストを実施しなければなりません。ある状況において、企業は、定性的評価を行うことによって判定できる場合があります。他の状況では、定量的評価が必要になります。

SPPI要件が満たされているか否かを決定するために、定性的評価で十分であるのはどのような場合ですか。

回答

IFRS第9号は、「改変された(modified)」および「不完全な(imperfect)」という用語を定義していません。しかし、IFRS第9号の基本的な原則は、金融資産が、基本的な融資の取決めに関係しないリスクまたは変動性へのエクスポージャー(例:株式価格またはコモディティ価格へのエクスポージャー)をもたらす契約条件を含んでいる場合、ベンチマーク・テストを実施しなくとも、SPPI要件は満たされないというものです。

以下の表には、IFRS第9号のガイダンスに基づき、改変されている(すなわち、不完全である)とみなされる契約上の特徴の例が示されています。このガイダンスは、定量的評価で十分か否かを示すものです。この表は網羅的ではなく、その評価はガイダンスとしてのみ提供されています。このため、金融商品の条件は商品ごとに検証して、必要な評価の種類を決定する必要があります。

説明/事例	定量的評価で十分か
クーポンのレートがベンチマークのレートと逆方向に変動する逆変動利付債(インバース・フローター債) ($6\% - 2 \times 3$ か月 EURIBOR)	IFRS第9号B4.1.14項の金融商品Gのガイダンスにより、SPPI要件は満たされない。これは、定性的評価に基づき行うことができる。
参照金利の通貨が金融商品の通貨と異なる (ドル利払いのドル建債券であるが、参照金利はEURIBOR)	通貨が明確に連動していない場合、定性的評価で十分であり、SPPI要件は満たされない可能性が高い。 通貨が明確に連動している場合(例えば、通貨が他の通貨にペッグされている場合等)、SPPI要件が満たされているかどうかを証明するために定量的評価が要求されるであろう。
金融商品の金利は、参照金利があらかじめ決められた閾値を超過した場合にのみ調整される (参照金利 = 1 か月物 EURIBOR; 金融商品の金利は、1 か月物 EURIBOR が以前の金利と比較して 25 ベーシスポイントを上回って変動した場合にのみ調整される)	ここではベンチマーク・テストは関係しない。これは、この金融商品が、上限金利(キャップ)の付いた変動利付商品とみなされるためであり、改変された貨幣の時間価値は存在しない。問題となっている金融商品は SPPI 要件を満たしていると考えられる。

説明/事例**定量的評価で十分か**

金利は、さまざまな参照(ベンチマーク)金利の平均として算出される

(クーポンは3か月、6か月および12か月
EURIBORの平均を用いて固定される)

SPPI要件が満たされているかどうかを判断するために定量的評価を行うことが求められる可能性が高い。

金利は参照(ベンチマーク)金利の平均として算出される

(金利は、前月の3か月EURIBORの平均として算出される)

使用されるベンチマークが短期間(例:3か月)の平均である場合、著しく変動する可能性は低いため、定量的評価で十分であろう。その場合、SPPI要件は満たされることとなる。ベンチマーク金利の平均がより長期である場合、定量的評価が必要となる可能性が高い。

金利は、1以外の倍数を乗じた参照(ベンチマーク)金利に基づき算出される

(金利は、1か月EURIBOR×1.5で算出される)

1より大きい倍数は、レバレッジとみなされることから、ベンチマーク・テストおよびSPPI要件を満たさないであろう。

1未満の倍数は、ベンチマーク・テストおよびSPPI要件を満たすはずである。

金利は、異なる通貨のインフレーションに連動している

(ユーロ建債の金利が、米国の消費者物価指数(CPI)に連動している)

通貨が明確に連動していない場合、定性的テストに基づき、SPPI要件は満たされないだろう。通貨が明確に連動している場合、SPPI要件を満たすかどうかを立証するために定量的評価が要求される可能性が高い。

金利は、遅行参照(ベンチマーク)金利に基づいている

(金利は、前月末の3か月EURIBOR参照金利を用いて算出される)

定性的評価に基づき、遅行参照金利がそれほど過去のものでもなく、非常に変動性の高い経済環境の金利でない場合、SPPI要件は満たされると考えられる。

事業モデルの評価

単一の相手方の信用リスクの制限による売却

質問

銀行の信用リスク管理フレームワークおよび規制制度は、しばしば、銀行に単一の相手方の信用リスクへのエクスポージャー（すなわち、信用リスクの集中）を検討することを要求します。このような信用リスクの集中により、銀行は、信用リスクの制限に達するまたは制限を超過する場合、積極的に貸出金を売却することがあります。

信用リスクの集中に対応したそのような売却により、関連するポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルを有していることになり、SPPI 要件が満たされていると仮定すれば、その他の包括利益を通じた公正価値 (FVOCI) の分類を達成しますか。

回答

信用リスクの集中に対応して貸出金ポートフォリオの一部を売却する銀行は、契約上のキャッシュ・フローの回収および金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルを有している可能性があります。これは、信用リスクの制限に達するまたは超過するまで、銀行は契約上のキャッシュ・フローを回収するという仮定に基づいています。しかし、それぞれの場合の事実および状況を分析しなければなりません。

シンジケート・ローン

質問

ある銀行は、シンジケート・ローン・ファシリティの主幹事行です。顧客の借入必要額は、主幹事行のリスク許容額を上回っています。この銀行の信用リスク委員会は、超過信用リスクが決められた期間内(通常は1年未満)に「売却(sold down)」されることを前提に、このような取引を承認しています。

シンジケート・ローンを分類するにあたり、銀行は、信用枠内の貸出金部分と信用枠を超えた貸出金部分について、異なる事業モデルをもつことができますか。

回答

はい。会計単位は、ファシリティ/貸出金よりも低いレベルで決定することができます。そのため、IFRS第9号の分類モデルは、銀行が特定するファシリティの2つの構成要素に対して別々に適用することが可能です。このような状況において、銀行は、売却予定の超過貸出金分の事業モデルとは別に信用枠内にある貸出金について事業モデルを評価する必要があります。

銀行の目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために特定のリスクの限度内にある貸出金の部分を保有することであると仮定すると、SPPI要件を満たしていれば、この部分は償却原価で測定されることとなります。超過部分は、資産売却によってキャッシュ・フローを実現することを目的とする事業モデルの一部であるとみなされ、そのためFVTPLで測定する必要があります。この貸出金について2つの異なる事業モデルが存在していることを、内部的に明確に示さなければなりません。

公正価値情報がレポ取引の事業モデルの分類に与える影響

質問

X 銀行は、レポおよびリバースレポ取引を行っています。すべてのリバースレポ資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために満期まで保有されます。しかし、この銀行のトレーダーは、公正価値情報に基づいて、新規トレードのレイヤリングまたは翌日物レポへの再投資を休止することによって、キャッシュ・フローのエクスポージャーを管理しています。これは、イールドカーブの異なる部分に対するエクスポージャーを創出または消滅させて、あたかも金融商品を売買しているのと同じ経済的結果を達成することを目的に行われるものです。公正価値情報は、経営者への報告や報酬目的に使用されます。

この事業モデルは「回収のために保有する」ですか。

回答

いいえ。満期保有のリバースレポ資産は、通常、回収のために保有するビジネスモデルを「契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル」と規定する IFRS 第 9 号の第 4.1.2 項の要求事項を満たします。しかし、IFRS 第 9 号第 B4.1.6 項は、「管理と業績評価が公正価値ベースで行われている金融資産のポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのではない」と述べています。

この場合、公正価値に基づく管理情報の利用は、公正価値の利得および損失を実現するために相殺ポジションをレイヤリングすることによってポジションをクローズする取引が関与する事業モデルに関連していません。さらに、これらの資産を FVTPL として分類することは、経営者自身が事業を理解し運営していく上で最も目的適合的であると考えている公正価値情報を、財務諸表の利用者に提供することになります。そのため、このような状況において、資産が契約上のキャッシュ・フローを回収するために満期まで保有されているとしても、取引のレイヤリングおよび公正価値に基づくエクスポージャーの管理は、FVTPL 分類になるはず değildir。これは、IFRS 第 9 号 BC4.78 項によって裏付けられます。

資本性金融商品

プッタブル株式への投資の分類

質問

ある企業は、プッタブル株式を発行している投資信託に投資しています。すなわち、プッタブル株式の保有者は、投資信託の純資産の比例持分と交換に、投資信託に株式を売り戻す権利を有しています。このプッタブル株式は、発行者の立場から、資本に分類する要求事項を満たしていますが、これは、IAS 第 32 号における例外規定です。なぜならば、プッタブル株式はIAS 第32号の資本の定義を満たしていないからです。

プッタブル株式は、IFRS 第9号第5.7.5項に含まれる、資本性金融商品の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択に適格ですか。

回答

いいえ。IFRS 第9号 BC5.21 項は、この選択は、IAS 第32号に従い資本性金融商品の定義を満たしている資本性金融商品のみ適用できることを明確化しています。プッタブル金融商品は会計目的上、資本に分類されますが、IAS 第32号の資本の定義を満たしていません。そのため、企業は、資本性金融商品に関するFVOCI オプションを適用することができず、したがってこのプッタブル株式はFVTPLで測定しなければなりません。

条件変更

商業上の理由により条件変更された貸出金の会計処理

質問

銀行は、商業上の理由(例:信用力のある借手が貸出期間の延長を希望する等)のため貸出金の条件変更を行うことがあります。多くの場合、新しいキャッシュ・フローの新たな条件は、市場レートに再設定されます。

貸出金が商業上の理由で条件変更されているという事実によって、この条件変更は、自動的に、IFRS 第9号に従った、現在の市場金利に基づく新規貸出金となりますか。

回答

いいえ。IFRS 第9号における認識の中止の要求事項は、おおむね IAS 第39号の要求事項と同じです。そのため、条件が実質的に変更されていないならば、当該貸出金は IFRS 第9号の下での新たな貸出金に該当しません。この場合、IFRS 第9号第5.4.3項に基づいて、条件変更による利得または損失を認識しなければなりません。しかしながら、条件が実質的に変更されている場合、その取引は新たな貸出金という結果となるよう会計処理しなければなりません。さらに、他の要素が考慮される場合があります。例えば、当初の貸出金が、額面価格に経過利息を加算した金額での早期償還オプションを有している場合には、これは、実質的には以前の貸出金の返済(および負債の消滅)と、その後の市場金利での貸出金の発行を示唆していることとなります。